

業者の取組」と「事業所の取組」の2つを設定する。事業者は、省エネルギー対策・再生可能エネルギー利用の各々において「事業者の取組」又は「事業所の取組」のどちらかを選択し、それらを踏まえ、自らの省エネルギー対策・再生可能エネルギー利用の目標・計画を策定するものとする。

(2) 報告・公表・評価の拡充

2030年度の達成水準を踏まえ、事業者が自ら策定した省エネルギー対策や再生可能エネルギー利用に関する目標・計画やその達成状況、及び再生可能エネルギー利用に係る具体的な取組状況など報告項目を拡充する。報告された内容の一部については、報告義務のある事業者による公表を引き続き求め、対象項目を拡充する。知事による公表については、対象項目の拡充とともに、第三者にも制度全体の取組状況等を分かりやすく、利便性を高めて公表するよう努める。

報告内容に基づく、事業者の取組状況に対する知事による評価については、事業者の取引先等の第三者にも分かりやすく工夫するなど、2030年カーボンハーフに向けた早期の取組など事業者の積極的な取組を後押ししていく。

また、報告内容に基づく、事業所等における対策状況に対する知事による評価については、事業所等ごとに、二酸化炭素の排出削減、省エネルギー対策、再生可能エネルギー利用に関する3つの指標を活用したカーボンレポートの提供など、対策状況の更なる見える化を図るとともに、事業所等の業種区

別の取組状況が把握できるよう、新たに、カーボンレポートの参考情報等の公表を行う。

さらに、優れた対策を実施する事業所等に対して、知事がモデルビルとして認定・公表を行うことにより、対策を積極的に推進する事業所等の後押しや、これらモデルビルの対策事例を参考にするなど都内中小規模事業所の対策の底上げにつなげていく。

第111条第5項「このため」の次に「中小規模事業所において事業活動を行う事業者は」を挿入し「実施すること」及び「実施するなど、自ら策定する目標と計画に基づき、」を追加し、第112条第1項第1号「このため」の次に「」を追加する。

1 事業所等における省エネルギー対策・再生可能エネルギー利用に係る目標の設定

(1) 目標を定める範囲

事業者は、条例第8条の23第1項第2号の規定により、別表第三に掲げる省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの利用に係る2030年度の達成水準を踏まえ、自らの目標とその達成に向けた計画を定めるものとする。

(2) 目標年度

省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの利用に係る2030年度の達成水準を踏まえ、事業者が自ら策定する目標年度は、令和12（2030）年度実績までとする。

(3) 目標設定

事業者が策定する目標は、別表第三に掲げる2030

年度の達成水準以上の目標となるよう努めるものとする。

2 地球温暖化の対策の計画及び実施

条例第8条の23第3項に規定する地球温暖化の対策は、(1)の省エネルギー対策（別表第1の第3の部から第5の部までの表に掲げられた対策）、(2)の再生可能エネルギーの利用及び(3)の先進的取組に分類される。

事業者は、これらの対策の選択に当たっては、より効果的な対策を選択し、実施することにより、温室効果ガスの排出が着実に削減されるよう努めるものとする。また、(3)に掲げる先進的取組として知事が別示す対策については、事業者は積極的に実施するよう努めるものとする。

(1) 省エネルギー対策の分類

省エネルギー対策は、大きく分けて次の3つに分類される。

ア 運用対策

エネルギー等の使用の無駄を減らしていく基礎的かつ日常的な省エネルギー対策である。新たな投資を必要とせず、設備の運転管理担当者による設備の運転方法の改善又は設備・機器等を使用する従業員の使用方法の工夫によってエネルギー消費を抑制する。そのため、不要時における照明の消灯及び事務機器の節電、気候に応じた着衣の工夫など、従業員の省エネルギー対策に対する意識及び行動が、その効果に大きく影響する対策である。

別表第1 事業所等における地球温暖化の対策
第1 組織体制の整備

実施主体		対策分類	対策項目	対策内容
1 本社等		(1) 統括する立場にある者のリーダーシップの発揮		ア 地球温暖化の対策を推進するための方針を設定すること。
				イ 地球温暖化の対策を推進する組織又は責任者を設置し、役割分担及び責任の所在を明確化すること。
		(2) 推進体制の整備		ア 事業所等において地球温暖化の対策を統括する立場にある者が定めた方針の下に、具体的な取組目標及び取組内容を設定すること。
				イ 事業所内に地球温暖化の対策を推進する組織や横断的な委員会を設置するなど推進体制を整備すること。
				ウ イで整備した推進体制の下で、アで設定した目標及び取組状況を点検し、必要に応じて取組内容を改善すること。
				エ 事業所等ごとの温室効果ガスの排出状況等を把握するため、必要に応じ、支社等を支援すること。
				オ 把握した温室効果ガスの排出状況等について、整理及び分析を行い、その結果を各事業所等へ情報提供するなど事業者全体で共有する体制を構築し、温室効果ガス排出量を削減していく指標として活用すること。
				ア 事業所内に専門的知識を有する人材が不足する場合には、都が中小規模事業所向けに実施している「省エネルギー相談窓口」、「無料の省エネ診断」等を積極的に活用するなど、都が提供する専門的な知見及び具体的な提案を収集する体制を整備すること。
				イ アに定めるもののほか、専門機関、ビジネス事業者等の外部の専門家と連携する体制を整備すること。
2 支社等		(1) 責任者のリーダーシップの発揮		ア 従業員に、都が示す重点対策その他の地球温暖化の対策を推進する取組方法等の情報提供を実施すること。
				イ 地球温暖化の対策の提案制度など、従業員の自発的な工夫を生かす体制を構築すること。
		(2) 推進体制の整備		ウ 地球温暖化の対策を推進する担当者の知識及び技能を高めるため、外部研修への参加を奨励するとともに、研修で得た知識を他の従業員に広める取組を実施すること。
				ア 地球温暖化の対策の取組における事業所内外の優良事例の情報収集を実施すること。
				イ 優良事例については、イントラネット、研修会、表彰その他コミュニケーションツールを活用して、全社で共有する体制を構築すること。
				ウ 従業員の現場経験を生かした実践的な地球温暖化の対策を構築するために、本社・支社等における取組を発表する機会を設けることなどにより、取組事例を全社で共有すること。
				ア 本社等が定めた方針及び取組目標を踏まえ、支社等におけるより具体的な方針及び取組目標を設定すること。
				イ 地球温暖化の対策を推進する組織又は責任者を設置し、役割分担及び責任の所在を明確化すること。
				ア 責任者が定めた方針の下に支社等における具体的な取組目標及び取組内容を、推進担当者(部署)が設定すること。
				イ 支社等内に地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなど推進体制を整備すること。
				ウ イで整備した推進体制の下で、アで設定した取組目標及び取組状況を点検し、必要に応じて取組内容を改善すること。
				エ 支社等ごとに、温室効果ガスの排出状況を把
		(4) 従業員の育成・啓発		ア 従業員に、都が示す重点対策その他の地球温暖化の対策を推進する取組方法等の情報提供を実施すること。
				イ 地球温暖化の対策の提案制度など、従業員の自発的な工夫を生かす体制を構築すること。
		(5) 優良事例の共有化		ウ 地球温暖化の対策を推進する担当者の知識及び技能を高めるため、外部研修への参加を奨励するとともに、研修で得た知識を他の従業員に広める取組を実施すること。
				ア 地球温暖化の対策の取組における事業所内外の優良事例の情報収集を実施すること。
				イ 優良事例については、イントラネット、研修会、表彰その他コミュニケーションツールを活用して、全社で共有する体制を構築すること。
				ウ 従業員の現場経験を生かした実践的な地球温暖化の対策を構築するために、本社・支社等における取組を発表する機会を設けることなどにより、取組事例を全社で共有すること。
				ア 本社等が定めた方針及び取組目標を踏まえ、支社等におけるより具体的な方針及び取組目標を設定すること。
				イ 地球温暖化の対策を推進する組織又は責任者を設置し、役割分担及び責任の所在を明確化すること。
				ア 責任者が定めた方針の下に支社等における具体的な取組目標及び取組内容を、推進担当者(部署)が設定すること。
				イ 支社等内に地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなど推進体制を整備すること。
				ウ イで整備した推進体制の下で、アで設定した取組目標及び取組状況を点検し、必要に応じて取組内容を改善すること。
				エ 支社等ごとに、温室効果ガスの排出状況を把